平成２９年（再イ）第２４号

宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門2076番地２

再生債務者　田中　和広

1　決議に付する再生計画案　平成30年１月16日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月28日まで

平成30年１月31日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（再イ）第２５号

宮崎県日向市大字日知屋1383番地６　市営櫛の山住宅２棟14号

再生債務者　大野しおり

1　決議に付する再生計画案　平成30年１月15日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月28日まで

平成30年１月31日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（再イ）第２７号

宮崎県東臼杵郡門川町大字川内4448番地

再生債務者　志田　綾彦

1　決議に付する再生計画案　平成29年12月12日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月28日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月28日まで

平成30年１月31日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（再イ）第１４号

青森県八戸市大字中居林字平36番地７

再生債務者　下沢　京子

1　決議に付する再生計画案　平成30年１月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年３月７日

3　再生計画案に対する回答期間　平成30年３月７日まで

平成30年１月31日

青森地方裁判所八戸支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１６号

さいたま市中央区本町西５丁目３番３号

再生債務者　志村　和宏

1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月20日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月６日から平成30年３月13日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第９号

名古屋市緑区緑花台240番地の１

再生債務者　近藤　照章

1　決定年月日時　平成30年１月30日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月20日まで

4　一般異議申述期間　平成30年２月27日から平成30年３月６日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再ロ）第６号

兵庫県加古川市尾上町安田596番地の１

再生債務者　相本　英紀

1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年２月26日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月12日から平成30年４月２日まで

神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第３号

岡山県倉敷市林1323番地39

再生債務者　尾瀬　克仁

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月21日まで

平成30年１月31日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第６２号

大阪市生野区桃谷１丁目12番３号

再生債務者　柏田　美保

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年２月27日まで

平成30年１月30日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第３号

鳥取県境港市外江町1565番地４

再生債務者　中平　和彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年３月１日まで

平成30年１月30日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第６号

山形市大字七浦227番地10

再生債務者　佐藤　修一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月30日　　山形地方裁判所民事部

平成２９年（再ロ）第４号

熊本市中央区帯山７丁目17番72号

再生債務者　小山　琢磨

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年１月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年１月31日

熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成三十年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成三十年三月二十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月三十一日

掲載頁　二七六頁（号外第二十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月三十一日

掲載頁　二七七頁（号外第二十一号）

平成三十年二月八日

宮城県大崎市古川塚目字北原五六番地

（甲）宮城シマダヤ株式会社

代表取締役　鎌田　和夫

宮城県仙台市宮城野区福室字堺四番六五番地の一

（乙）株式会社千鳥屋製麺所

代表取締役　田　和廣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月十五日

掲載頁　五十七頁（号外第七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年一月十五日

掲載頁　五十九頁（号外第七号）

平成三十年二月八日

東京都港区三田三丁目一二番一六号

（甲）株式会社ネットスプリング

代表取締役　西武　進

愛媛県松山市清水町二丁目一五番地九

（乙）システム・エンジニアリング・サービス株式会社

代表取締役　西武　進

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年二月八日

東京都大田区田園調布二丁目

（甲）合同会社カサイゴー

代表社員　香西　隆徳

東京都大田区田園調布二丁目五七番二号

（乙）合同会社セカンドカサイ

代表社員　香西　隆徳